

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月24日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第15号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柴田町条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （災害援護資金貸付の特例）</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<b>第13条第1項</b>に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p>	<p>附 則 （災害援護資金貸付の特例）</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<b>第14条第1項</b>に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。